

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第51期第2四半期（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート部門担当 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第2四半期連結 累計期間	第51期 第2四半期連結 累計期間	第50期 第2四半期連結 会計期間	第51期 第2四半期連結 会計期間	第50期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(百万円)	151,185	154,343	76,759	77,868	303,608
経常利益(百万円)	4,982	5,411	2,687	2,611	10,061
四半期(当期)純利益(百万円)	2,864	2,359	1,585	1,458	5,449
純資産額(百万円)	-	-	65,202	67,827	67,168
総資産額(百万円)	-	-	119,306	119,855	118,368
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,583.19	1,669.23	1,630.94
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	69.55	57.51	38.49	35.67	132.31
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	54.7	56.6	56.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,308	9,032	-	-	7,252
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	853	1,595	-	-	2,699
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,510	5,314	-	-	5,612
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	10,016	10,134	8,013
従業員数(人)	-	-	2,768	2,783	2,727

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な
変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	2,783 (8,796)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員
を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	48 (5)
---------	--------

(注) 1. 当社の従業員は、(株)ラルズ、(株)福原、(株)ふじ及び(株)東光ストアからの出向者であります。

2. 従業員数は就業人員であり、パートナー社員(1日1人8時間換算)は、当第2四半期会計期間の平均人員
を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は小売事業を主たる事業としているため、生産実績及び受注状況は記載しておりません。

(1)仕入実績

セグメントの名称		前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)		前年同四半 期比(%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
小売事業	食品	46,026	78.0	47,417	78.8	103.0
	衣料品	549	0.9	544	0.9	99.1
	住居関連	3,223	5.5	3,241	5.4	100.6
	テナント	3,606	6.1	3,291	5.5	91.3
	酒類等	4,894	8.3	4,976	8.3	101.7
	D P E	37	0.1	31	0.0	85.0
	医薬品	225	0.4	200	0.3	88.7
	計	58,563	99.3	59,702	99.2	101.9
その他	観光事業	35	0.1	28	0.0	78.5
	その他の事業	371	0.6	454	0.8	122.5
	計	406	0.7	482	0.8	118.7
合 計		58,970	100.0	60,185	100.0	102.1

(2)販売実績

セグメントの名称		前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)		前年同四半 期比(%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
小売事業	食品	60,452	78.8	61,844	79.4	102.3
	衣料品	928	1.2	921	1.2	99.3
	住居関連	4,324	5.6	4,335	5.6	100.2
	テナント	3,985	5.2	3,627	4.7	91.0
	酒類等	5,600	7.3	5,643	7.2	100.8
	D P E	79	0.1	73	0.1	92.9
	医薬品	307	0.4	291	0.4	94.7
	不動産賃貸収入等 (注)2	-	-	815	1.0	-
	計	75,678	98.6	77,552	99.6	-
その他	観光事業	143	0.2	110	0.1	77.4
	その他の事業 (注)2	938	1.2	205	0.3	-
	計	1,081	1.4	316	0.4	-
合 計		76,759	100.0	77,868	100.0	101.4

(注)1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用に伴い、当社グループにおいては、小売事業を報告セグメントとしております。「不動産賃貸収入等」につきましては、従来は「その他の事業」に含めておりましたが、事業セグメントの見直しにより、第1四半期連結会計期間より「小売事業」に含めております。なお、前第2四半期連結会計期間の不動産賃貸収入等の売上高は、7億87百万円であります。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年6月29日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、(株)ユニバース（以下、「ユニバース」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で当社との間で株式交換契約書を締結いたしました。なお、平成23年9月7日開催の両社の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認議案は承認可決されております。

その主な内容は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

食品スーパーマーケット業界におきましては、低迷する消費環境の中、業種、業態を超えた激しい競争が繰り広げられ、厳しい経営環境下にあります。本年3月11日に発生した東日本大震災では、「地域のライフライン」として食品スーパーマーケットの重要性が、改めて認識されるところとなりました。そうした中で、当社及びユニバースは比較的相対優位を保ってまいりましたが、少子高齢化や人口減少により一層厳しい環境を迎えております。

このような事業環境を克服するために、両社はより一層お客様満足度の向上を目指し、経営指標・経営効率の向上を図っていかねばなりません。

また、お客様に対して競合他社以上の「安心」・「安全」・「便利」・「豊かさ」という「生活の価値」を安定してご提供していくことが、地域のライフラインである食品スーパーマーケットの本質的な理念であり、現状を維持するだけでなく、企業としての拡大、成長を図ることが、両社の優先すべき課題、使命であると考えております。

本経営統合は、北海道及び北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである当社及びユニバースがこうした理念と課題を共有し、対等の精神に基づき、両社の経営資源、経営手法を融合させ、全体最適の実現とグループシナジーの特大化により、一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループを形成し、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上を目指していくものであります。

これまで当社グループは、「ハケ岳連峰経営」をグループ運営の基本方針として掲げ、様々な企業の集合体として、共通の理念を持ちながらグループの一体運営の徹底を図りつつ、子会社各社に適切な範囲で権限を委譲しながら、グループ全体としての事業の発展に取り組んでまいりました。本経営統合後においても、当社はユニバースを含む新アークスグループの事業推進の中核としての機能を担ってまいります。

一方、ユニバースは当社グループの構成企業として、北東北以南の事業展開を進め、当社グループ全体の規模拡大と価値向上を積極的に推進してまいります。

なお、本経営統合の理念及び目的を両社が共有し、両社の事業と役職員の融和を図り本経営統合の効果を早期に実現し、本経営統合後の当社の資本構成上の流動性を高め、より開かれた流通企業グループの理念を維持するためには、事前に持株数の調整を行うことが必要であるとの認識のもと、ユニバースの筆頭株主である株式会社みまん（以下、「みまん」といいます。なお、平成23年4月20日現在、みまんのユニバース保有株数は2,654,400株、保有比率は25.02%となっております。）の保有株式について、本経営統合の実施前に以下のとおり持株数の調整を行うことといたしました。

当社グループの株主構成につきましては、傘下企業が対等な立場で企業統治を行うことで、グループ全体の経営資源の特大化と成長を目指すという基本理念を踏まえ、当社グループにおける資本効率の向上を考慮しつつ、専門家の助言を参考にしながらユニバース及び関係者の間で検討を行った結果、本株式交換に先立って、ユニバースが自己株買付けを行うことにより本株式交換後の株主構成を調整することとなりました。

ユニバースによる自己株買付けにあたっては、株主間の平等及び取引の透明性を確保する観点から公開買付け（以下、「本自己株公開買付け」といいます。）の手法によることといたしました。本自己株公開買付けにおける公開買付価格は1,118円であり、当該公開買付価格は平成23年6月28日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所におけるユニバースの普通株式の終値の単純平均値（小数点以下を四捨五入）に対して8.13%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントとなります。みまんなは、その保有するユニバース普通株式1,350,000株について本自己株公開買付けに応募しており、そのすべてについて決済が行われました。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社及びユニバースが平成23年6月29日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社アークス（以下「甲」という。）及び株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換の目的）

北海道及び北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットである甲及び乙は、対等の精神に基づき、両社の経営資源と経営手法を融合させ、全体最適の実現とグループシナジーの特大化により、一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を目的として、本契約に定める条件に基づき、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アークス

住所：札幌市中央区南13条西11丁目2番32号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ユニバース

住所：青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.205を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.205株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、甲が前二項の定めに従って乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条の規定に従って処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 100億円
2. 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、平成23年10月21日とする。但し、本株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ平成23年9月7日に臨時株主総会（以下「株式交換承認株主総会」という。）を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成23年8月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり19円、総額782,528,737円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成23年10月20日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり18円、総額190,940,094円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の公開買付け）

乙は、金融商品取引法第27条の22の2以下の規定に基づき、買付期間を平成23年6月30日から同年8月1日、買付価格を1株当たり1,118円、買付予定数を1,500,000株、決済開始日を同年8月23日（予定）とする自己株式の公開買付けを行う。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、甲乙間の合意に基づきこれを行うものとする。

第10条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、自己株式（本契約第8条に定める自己株式の公開買付け及び本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）を基準時まで実務上可能な範囲で消却するものとする。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本株式交換を行う目的の達成が困難となったときには、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙のいずれかの株式交換承認株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月29日

甲：札幌市中央区南13条西11丁目2番32号
株式会社アークス
代表取締役社長 横山 清

乙：青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1
株式会社ユニバース
代表取締役社長 三浦 紘一

3. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交換対価の相当性に関する事項

交換対価の総数及び割当ての内容

会社名	当社	ユニバース
株式交換に係る割当ての内容	1	1,205
株式交換により交付する株式数	普通株式: 11,149,121株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ユニバースの普通株式1株に対して当社の普通株式1,205株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数のうち、590,000株については当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定であります。

なお、ユニバースは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生の直前時まで保有するすべての自己株式（本自己株公開買付けにより取得する自己株式及び本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、ユニバースによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はデロイト トーマツ FAS株式会社（以下、「デロイト トーマツ FAS」といいます。）を、ユニバースは株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）を、選定いたしました。

デロイト トーマツ FASは、当社の普通株式が東京証券取引所及び札幌証券取引所に、ユニバースの普通株式が東京証券取引所に上場されており、両社の市場株価が存在することから市場株価法による評価を、将来の事業価値がもたらすキャッシュフローを算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による評価を採用いたしました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成23年6月24日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月の各期間の株価終値平均を採用し評価を行いました。また、DCF法による評価に際して、デロイト トーマツ FASが使用した両社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.981～1.008
DCF法	0.970～1.599

デロイト トーマツ FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、デロイト トーマツ FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。なお、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

みずほ銀行は、両社の普通株式それぞれについて、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、加えて両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、市場株価法を検証する目的で採用して算定を行いました。なお、市場株価法については、平成23年6月24日を基準日として、基準日の終値、基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値に基づき算定いたしました。また、DCF法及び類似会社比較法に基づく算定に際して、みずほ銀行が使用した両社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社の普通株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.977～1.008
DCF法	1.538～1.619
類似会社比較法	1.282～1.621

みずほ銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。みずほ銀行は、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の株式交換比率の算定は、平成23年6月24日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びユニバースの財務予測については、当社及びユニバースの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ銀行が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。また、株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

算定の経緯

当社とユニバースは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ平成23年6月29日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率は双方の株主にとっても妥当なものであると判断し、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ FAS及びユニバースの第三者算定機関であるみずほ銀行は、いずれも当社及びユニバースから独立した算定機関であり、当社及びユニバースの関連当事者には該当せず、

本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して当社の増加すべき資本金及び準備金の額については以下のとおりです。

資本金	100億円
資本準備金	会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額

上記は、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を考慮・検討し、当社とユニバースとの間で協議の上、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたします。

交換対価として当社普通株式を選択した理由

当社の普通株式は、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場されており、本株式交換後も流動性を確保できること及び本経営統合によるシナジー効果を得ることができる等ユニバース株主の皆様の利益保護並びに本株式交換後のグループ全体の資本政策等を勘案し、当社の普通株式を本株式交換における交換対価として選択いたしました。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響が続く中、海外の金融不安を反映した円高と株価の低迷が進行するなど、依然不透明な状況が続いております。

当社グループの主力事業である小売業界におきましても、東日本大震災後の商品不足などの混乱から落ち着きを取り戻したものの、一部の食品から放射性物質が検出されるなど、消費者の食品の安全性に対する不安や日本経済の先行き不安による生活防衛意識が高まってきており、また、相次ぐ競合各社のディスカウント業態への転換や新規出店などにより、依然として厳しい経営環境で推移しております。

このような状況のなか、当社グループは「地域のライフラインとして価値ある商品・サービスを低価格で提供し、豊かな暮らしに貢献する」という社会的使命を果たすべく、また、より一層のお客様満足度の向上を目指し、経営効率の向上を図っていくという目的から、平成23年6月29日に北東北エリア最大の売上実績を持つ株式会社ユニバースとの経営統合を発表し、同年10月21日を以って同社を完全子会社化することを発表いたしました。当社グループは株式会社ユニバースが持つ優れた経営資源、経営手法を逸早く融合させ、全体最適の実現とグループシナジーの特대화により、一層の競争力強化を図り、従来の展開エリアを越えて、広く東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を目指してまいります。

また、当連結会計期間外ではありますが、平成23年9月30日に、北海道網走市において地域密着の食品スーパーマーケット2店舗及び酒類販売の専門店1店舗を経営する株式会社篠原商店の全株式を取得し、同年11月に完全子会社化することを発表いたしました。北海道内におきましても、より一層店舗網を拡充させ、物流や商品仕入などの効率化を進めてまいります。

当社グループ全体の取り組みといたしましては、平成22年より構築を進めてまいりました、発注、仕入、在庫、販売実績などを統括管理する「アークス次世代システム」を平成23年10月より稼働させ、更なる経営効率の向上とグループガバナンスの強化を図ってまいります。また、目標管理に基づく評価制度の導入により従業員の意識改革を図ると共に、当社グループ間の人事異動を迅速に行うために、同年9月より「グループ統一人事制度」の運用を開始するなど、積極的に経営体制の強化を図ってまいりました。営業面におきましては、アークスRARAカードの会員数が162万人にまで広がり（前年同期末日対比12万人増加）、ポイント提携企業も97社に拡大するなど（前年同期末日対比18社増加）、顧客サービスの充実にも引き続き努めてまいりました。

店舗展開につきましては、平成23年7月に「ベストプライス豊岡中央店」（運営会社㈱ふじ）を開店いたしました。更に、店舗活性化策として、平成23年6月に「ラルズマート北35条店」（運営会社㈱ラルズ）を改装いたしました。以上により、当第2四半期連結会計期間末日現在の当社グループの総店舗数は201店舗となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高778億68百万円（対前年同期比1.4%増）、営業利益24億円（対前年同期比1.3%減）、経常利益26億11百万円（対前年同期比2.8%減）、四半期純利益は、14億58百万円（対前年同期比8.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第1四半期連結会計期間末と比較して653百万円減少し、101億34百万円となりました。当第2四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ6億24百万円減少し、28億5百万円となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益26億3百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、前年同四半期に比べ78百万円減少し、3億53百万円となりました。これは主として、新規出店や店舗改装に伴う有形固定資産の取得による支出3億20百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、前年同四半期に比べ64百万円増加し、31億4百万円となりました。これは主として、短期借入金の純減少額19億13百万円、長期借入金の返済による支出6億69百万円、及び自己株式の取得による支出7億19百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を決議し、平成23年5月24日開催の第50期定時株主総会において、一部を変更し継続することが承認されております。(以下「本プラン」といいます。)

その概要は以下のとおりです。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主評価期間をあわせた期間が経過した後、大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成26年5月31日までに開催予定の当社第53期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したもの及び、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

新設

小売事業において、(株)ふじが前四半期連結会計期間末に計画しておりました、ベストプライス豊岡中央店の新規出店については、平成23年7月22日に開店しております。

重要な設備の新設、除却等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加年商予定額 (百万円)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株) 福原 フクハラ長崎屋 帯広店 (仮称)	北海道 帯広市	小売事業	店舗	140	-	自己資金 及び 借入金	平成23年 10月	平成23年 11月	1,100

(注) 上記金額には消費税等を含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	41,778,945	41,778,945	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	41,778,945	41,778,945	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日	-	41,778,945	-	10,000	-	19,723

(6)【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
横山 清	札幌市中央区	3,015	7.21
(有)丸治	北海道河東郡鹿追町泉町1丁目21	2,937	7.03
(株)北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1	2,050	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,542	3.69
(株)北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7	1,399	3.34
アークスグループ取引先持株会	札幌市中央区南13条西11丁目2-32	1,041	2.49
(株)北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2-26	977	2.33
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	961	2.30
福原 朋治	北海道帯広市	938	2.24
アークスグループ社員持株会	札幌市中央区南13条西11丁目2-32	889	2.12
計	-	15,753	37.70

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。
2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てております。
3. 上記のほか、自己株式が1,143千株あります。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)が所有している株式は、全て信託業務に係わるものであります。
5. シュロージャー証券投信投資顧問株式会社およびその共同保有者であるシュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッドおよびシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから、平成21年10月6日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年9月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シュロージャー証券投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	341	0.82
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国EC2V7QAロンドン、 グresham・ストリート31	1,645	3.94
シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国EC2V7QAロンドン、 グresham・ストリート31	191	0.46

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,143,200 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,534,300	405,343	-
単元未満株式	普通株式 97,645	-	-
発行済株式総数	41,778,945	-	-
総株主の議決権	-	405,343	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義のうち名義書換失念株式5,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式における名義書換失念株式に係る議決権の数53個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	1,143,200	-	1,143,200	2.74
(相互保有株式) ㈱北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	1,147,000	-	1,147,000	2.75

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	1,318	1,310	1,274	1,298	1,408	1,399
最低(円)	961	1,187	1,186	1,197	1,221	1,312

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,220	8,044
受取手形及び売掛金	2,043	2,120
たな卸資産	¹ 8,080	¹ 7,851
その他	4,528	5,446
貸倒引当金	9	9
流動資産合計	24,864	23,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	28,065	27,204
土地	45,052	45,052
その他(純額)	2,270	2,886
有形固定資産合計	² 75,388	² 75,142
無形固定資産		
のれん	1,697	1,966
その他	839	367
無形固定資産合計	2,537	2,334
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,697	12,075
その他	5,739	5,736
貸倒引当金	371	373
投資その他の資産合計	17,065	17,438
固定資産合計	94,991	94,914
資産合計	119,855	118,368
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,839	17,147
短期借入金	10,573	13,767
未払法人税等	2,504	2,492
賞与引当金	1,545	1,296
ポイント引当金	397	262
その他	5,634	5,079
流動負債合計	40,494	40,047
固定負債		
長期借入金	2,096	2,561
退職給付引当金	1,804	1,730
資産除去債務	905	-
その他	6,727	6,861
固定負債合計	11,532	11,153
負債合計	52,027	51,200

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	9,936	9,936
利益剰余金	49,233	47,738
自己株式	1,290	571
株主資本合計	67,878	67,103
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51	64
評価・換算差額等合計	51	64
純資産合計	67,827	67,168
負債純資産合計	119,855	118,368

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
売上高	151,185	154,343
売上原価	116,799	118,957
売上総利益	34,385	35,385
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	2,251	1,966
店舗賃借料	1,672	2,463
ポイント引当金繰入額	1,156	1,613
給料及び手当	10,113	11,386
賞与引当金繰入額	1,509	1,545
水道光熱費	2,206	2,230
租税公課	721	709
減価償却費	1,302	1,406
その他	8,889	7,024
販売費及び一般管理費合計	29,823	30,347
営業利益	4,561	5,038
営業外収益		
受取利息	30	28
受取配当金	36	38
業務受託料	206	215
その他	276	199
営業外収益合計	551	480
営業外費用		
支払利息	99	74
その他	30	33
営業外費用合計	130	107
経常利益	4,982	5,411
特別利益		
固定資産売却益	-	6
賃貸借契約違約金受入	58	3
収用補償金	135	-
その他	4	10
特別利益合計	198	19
特別損失		
固定資産除売却損	3	122
貸倒引当金繰入額	57	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	569
災害義捐金	-	115
その他	37	4
特別損失合計	98	811
税金等調整前四半期純利益	5,082	4,619
法人税等	2,218	2,259
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,359
四半期純利益	2,864	2,359

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	76,759	77,868
売上原価	59,305	60,218
売上総利益	17,454	17,649
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	1,103	1,030
店舗賃借料	836	1,225
ポイント引当金繰入額	629	723
給料及び手当	5,066	5,723
賞与引当金繰入額	799	833
水道光熱費	1,110	1,114
租税公課	368	345
減価償却費	664	711
その他	4,442	3,540
販売費及び一般管理費合計	15,021	15,248
営業利益	2,433	2,400
営業外収益		
受取利息	11	11
受取配当金	35	37
業務受託料	106	109
その他	160	100
営業外収益合計	313	258
営業外費用		
支払利息	46	33
その他	13	13
営業外費用合計	59	47
経常利益	2,687	2,611
特別利益		
収用補償金	135	-
その他	4	3
特別利益合計	139	3
特別損失		
固定資産除売却損	1	7
貸倒引当金繰入額	19	-
その他	13	3
特別損失合計	34	11
税金等調整前四半期純利益	2,792	2,603
法人税等	1,207	1,145
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,458
四半期純利益	1,585	1,458

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,082	4,619
減価償却費	1,302	1,406
のれん償却額	268	268
受取利息及び受取配当金	67	66
支払利息	99	74
賞与引当金の増減額(は減少)	208	248
ポイント引当金の増減額(は減少)	91	135
売上債権の増減額(は増加)	78	77
たな卸資産の増減額(は増加)	166	228
仕入債務の増減額(は減少)	2,745	2,691
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	569
その他	163	1,437
小計	9,625	11,232
利息及び配当金の受取額	57	56
利息の支払額	83	61
法人税等の支払額	2,290	2,196
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,308	9,032
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	999	1,200
差入保証金の差入による支出	39	15
差入保証金の回収による収入	364	410
預り保証金の返還による支出	254	307
預り保証金の受入による収入	87	136
その他	13	618
投資活動によるキャッシュ・フロー	853	1,595
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,468	2,563
長期借入れによる収入	650	250
長期借入金の返済による支出	1,903	1,346
自己株式の取得による支出	-	719
配当金の支払額	739	862
その他	50	73
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,510	5,314
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	943	2,121
現金及び現金同等物の期首残高	9,072	8,013
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,016	10,134

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が23百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は5億92百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8億93百万円となっております。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第2四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示おりました「自己株式の取得による支出」は重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「自己株式の取得による支出」の金額は0百万円であります。</p>

	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1.繰延税金資産の回収可能性の判断	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に業績や経営環境及び将来減算一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。</p>
2.固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
<p>当社と㈱ユニバース(以下「ユニバース」という。)は平成23年6月29日に、平成23年10月21日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、ユニバースを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。</p> <p>本株式交換契約は、平成23年9月7日開催の当社とユニバースの臨時株主総会において承認可決されました。株式交換契約の詳細については、「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」に記載しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)								
<p>1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商 品</td> <td>8,071百万円</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 品</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、37,625百万円であります。また、減損損失累計額は、3,348百万円であります。</p>	商 品	8,071百万円	貯 蔵 品	8百万円	<p>1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商 品</td> <td>7,843百万円</td> </tr> <tr> <td>貯 蔵 品</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、36,524百万円であります。また、減損損失累計額は、3,403百万円であります。</p>	商 品	7,843百万円	貯 蔵 品	7百万円
商 品	8,071百万円								
貯 蔵 品	8百万円								
商 品	7,843百万円								
貯 蔵 品	7百万円								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)												
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成22年8月31日現在)</p> <p>(百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>10,108</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>10,016</td> </tr> </table>	現金及び預金	10,108	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	91	現金及び現金同等物	10,016	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。</p> <p>(平成23年8月31日現在)</p> <p>(百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>10,220</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>10,134</td> </tr> </table>	現金及び預金	10,220	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	85	現金及び現金同等物	10,134
現金及び預金	10,108												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	91												
現金及び現金同等物	10,016												
現金及び預金	10,220												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	85												
現金及び現金同等物	10,134												

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 41,778千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,145千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	864	21	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月12日 取締役会	普通株式	772	19	平成23年8月31日	平成23年11月7日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期連結会計期間において、平成23年7月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式550,000株を7億19百万円で取得いたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間末における自己株式数は1,145,012株、及び帳簿価額は12億90百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

小売事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に小売業を中心とした事業を北海道において行っており、道内各地域に事業会社を置き、各事業会社は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、事業会社を基礎とした商品・サービス別の事業セグメントから構成されており、商品・サービスの内容、販売市場の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約した上で、小売事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	153,753	589	154,343
セグメント間の内部売上高又は振替高	386	797	1,184
計	154,140	1,387	155,528
セグメント利益	5,745	104	5,849

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	小売事業		
売上高			
外部顧客への売上高	77,552	316	77,868
セグメント間の内部売上高又は振替高	194	386	580
計	77,746	702	78,449
セグメント利益	2,652	63	2,716

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、観光事業、ビルメンテナンス事業及び保険代理業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益の金額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第2四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	5,745
「その他」の区分の利益	104
のれん償却額	268
全社費用等（注）	169
四半期連結損益計算書の経常利益	5,411

（注）全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,652
「その他」の区分の利益	63
のれん償却額	134
全社費用等（注）	29
四半期連結損益計算書の経常利益	2,611

（注）全社費用等は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年8月31日）

企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年8月31日）

その他有価証券で時価のあるものについて、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年8月31日）

デリバティブ取引について、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約金額その他の金額に、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年8月31日）

資産除去債務について、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

（注）第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における残高で判断しております。

（賃貸等不動産関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成23年8月31日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 1,669.23円	1株当たり純資産額 1,630.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 69.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 57.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年8月31日)
四半期純利益(百万円)	2,864	2,359
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,864	2,359
期中平均株式数(株)	41,184,641	41,031,527

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 38.49円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 35.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日至平成23年8月31日)
四半期純利益(百万円)	1,585	1,458
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,585	1,458
期中平均株式数(株)	41,184,521	40,879,059

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合で、かつ、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められるものではありません。

2【その他】

平成23年10月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額 772百万円

(ロ) 1株当たりの金額 19円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年11月7日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月15日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 逸史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣瀬 一雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月14日

株式会社アークス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬 一雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂野 健弥 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板垣 博靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。